

一般社団法人日本音楽著作権協会 第1回口頭弁論期日 意見陳述要旨

一般社団法人日本音楽著作権協会 代表者 代表理事 浅石 道夫

[はじめに]

私は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の理事長を務めている「浅石道夫」です。本日は、当協会の会員・信託者の1万7700者余りを代表して、意見を陳述します。

当協会は、本年6月7日、文化庁に「音楽教室における演奏等」に係る使用料規程の変更を届け出て、来年1月から音楽教室の事業者の皆様へ著作権手続きをお取りいただく方針を定めています。この方針には、音楽の創作者（作詞者、作曲者等）の方々が賛同されており、そのような方々で構成される10団体が賛同の意見を表明しています。

そこで、本日は、音楽の創作者の観点を中心に、

- 1 番目に「著作権と創作者が弱い存在であること」について
 - 2 番目に「創造のサイクル」について
 - 3 番目に「音楽の必要性和重要性」について
 - 4 番目に「当協会と音楽教室事業者の本来の関係」について
- の4点をお話しします。

1 最初に、「著作権と創作者が弱い存在であること」についてお話しします。

音楽は、自然に生まれるものではなく、作詞者、作曲者などの創作者が、自らの魂をすり減らして生み出した、自分の「分身」とも言えるものです。創作者にとって、作品はこの上なく大切なものです。

音楽には著作権があります。著作権という権利によって、創作者の作品は法的には違法コピーなどから守られているのですが、音楽には姿、形がないため、実際には非常に侵害されやすい弱い権利です。残念ながら、今なお、さまざまところで音楽が無断で利用されているという現実があります。

個々の創作者は、専門としている作詞、作曲については得意とされているところで

すが、実際問題として、著作権を自分でくまなく管理するのは難しいのが実情です。個々の創作者が自分の作品の著作権を管理するために、例えば毎日、繁華街のカラオケ店をまわって手続きを求めることは、なかなかできません。そこで、個々の創作者に代わって、当協会が著作権の管理を行っているのです。

また、創作者の中には、著作権使用料などの収入が比較的多く、経済的に豊かな人がいるかもしれませんが、そのような人は、ほんの一部にすぎません。多くの創作者は、対価として得た著作権使用料を日々の生活の糧にしながら、地道に新たな創作に励んでおり、創作者は、経済的な面でも弱い存在なのです。

このように、著作権という権利自体が侵害されやすい弱い権利です。そして、個々の創作者の大多数は、経済的に弱い存在です。

以上の実態をよく理解していただき、著作権について考えるときには、微力で経済的にも弱い存在である個々の創作者をイメージして、物事を判断していただくことを望んでいます。

2 2番目に、「創造のサイクル」についてお話しします。

創作者にとって、多くの人に自分の作品を使ってもらい、楽しんでもらうことは、大きな喜びであり、新しい作品を創作する励みにもなります。

それと同時に、自分の作品が利用されるときに、正当な対価として著作権使用料が得られることが、創作者の創作活動や日々の暮らしを支えるためにとっても大切なことです。

その上、創作者にとって正当な対価である著作権使用料を得られるシステムが整っていることは、次の世代が新たな創作を志すためのインセンティブになります。

このように、作品への対価が次の新しい創作を支えていくという循環を、私たちは、「創造のサイクル」と呼んでいます。経済的に弱い個々の創作者は、著作権使用料を生活の糧とすることによって、新しい作品を創作することができるのであり、さらにこの「創造のサイクル」は、次の世代が新たな創作を志すためにも必要不可欠なのです。

要するに、「創造のサイクル」によって初めて、新たな文化が生み出されるのです。

ところで、音楽教室で音楽を演奏したり聴いたりするためには、音楽作品の利用が欠かせません。そして、原告らの音楽教室で実際に利用されている曲の中には、創作者の著作権が存続している作品が多数含まれています。

この裁判の手続きの中で原告らが裁判所に提出した「訴額計算書」には、原告ら251名全体の受講料収入が年間721億円余に上ると記載されています。

著作権法の規定によっても、それを解釈・適用したこれまでの判例によっても、原告らの音楽教室事業に演奏権が及ぶのは明らかなことですが、細かな法律論をひとまず措いてみても、原告らが、音楽教室事業によって、創作者の作品を利用して全体で年間721億円もの収入を得ているのに、そのうち1円たりとも創作者に還元しないというのは、極めておかしい話です。

私も、音楽教室事業に教育的な側面があることについては理解していますが、営利事業によって年間721億円にも上る収入を得ているのですから、そのような事業の基本を支えている音楽作品の著作権使用料を、音楽教室事業者の皆様に負担していただくことが「公平」というものではないでしょうか。

私は、音楽教室事業者の皆様が、収入の一部を音楽の創作者に還元して、創作者の新しい作品の創作や次の世代が新たな創作を志す「創造のサイクル」に参加して下さることを心から望んでいます。

3 3番目に、「音楽の必要性と重要性」についてお話しします。

ヤマハ株式会社をはじめとするヤマハグループは、グループとしての企業理念を掲げています。そこでは、次のように謳っています。

『私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに創りつづけます』

このように、ヤマハグループは、音楽を原点として培った技術と感性を用いて、企業設立の目的を実現することを高らかに宣言しており、そこでは、音楽を「原点」と表現し、音楽が必要不可欠な存在であることを明らかにしています。

そして、音楽は、これまで申し上げたとおり、自然に生まれるものではなく、個々の創作者が、心血を注いで作り出した、自分の「分身」ともいうべきものです。

今回の裁判を起こされた音楽教室事業者の皆様もまた、ヤマハグループの企業理念と同じように、音楽の必要性和重要性に基づいた事業経営をされているものと信じています。

4 最後に、「当協会と音楽教室事業者の本来の関係」についてお話しします。

当協会と音楽教室事業者の事業目的をそれぞれ見てみますと、当協会は「音楽文化の普及発展に寄与」することが目的であり、原告らの代表格である、原告一般財団法人ヤマハ音楽振興会は「音楽文化の向上に寄与」すること、また、原告株式会社河合楽器製作所は「音楽文化への貢献」が、それぞれ目的になっています。そうしますと、当協会と音楽教室事業者の間には、「音楽文化の発展・向上に寄与・貢献する」という共通の目的があるということになります。

そのような共通の目的を持った両者が、今回、この裁判で、原告と被告という関係で対峙することになってしまいました。私は、この事態を大変残念であると感じ、心を痛めています。

当協会と音楽教室事業者は、本来は、音楽文化の中で、志を共にする関係にあるのですから、私は、音楽教室事業者の皆様が、音楽教室事業における著作権の問題について冷静に議論していただき、併せて、皆様が事業経営の基本としておられる「音楽の必要性和重要性」を踏まえて、「新たな感動と豊かな文化」を生み出すための「創造のサイクル」に参加されることを心から期待しています。

私の意見陳述は以上です。